

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親と子	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	31	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭医療に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて第九十二条で定めるもの	八幡市福祉医療費支給条例(平成26年八幡市条例第5号)による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親等)
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人場号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第9の項 八幡市福祉医療費支給条例(平成26年八幡市条例第5号)による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	八幡市福祉医療費支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図ること)を目的とする。	この条例は、重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)、(一人親家庭等)に対し(福祉医療費(以下「福祉医療費」という。)を支給する)ことに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市福祉医療費支給条例 八幡市福祉医療費支給条例施行規則 平成26年八幡市規則第9号